

令和6年第3回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年6月11日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	6月11日午前9時6分宣告（第1日）	
出 席 議 員	1 番 関 順 子 3 番 岩 崎 真 滋 5 番 山 本 隆 史 7 番 植 田 い ず み 9 番 井 戸 太 郎 1 1 番 森 田 勝	2 番 須 藤 啓 二 4 番 長 良 俊 一 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 1 0 番 山 田 仁 樹 1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 理 事 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 政 策 推 進 課 長 総 務 防 災 課 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 課 長 こ だ も 支 援 課 長 観 光 産 業 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 健 康 保 険 課 参 事	西 脇 洋 貴 植 田 充 彦 上 田 薫 寺 口 浩 代 山 崎 孔 史 松 本 光 弘 西 岡 勝 三 川 西 貴 通 浦 井 久 嘉 岡 田 康 裕 勝 山 修 志 木 崎 広 親 東 川 美 和 浅 井 実 千 代 西 岡 直 美 竹 吉 一 人 酒 井 智 志 石 見 幹 子
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹 主 査	浅 井 利 育 高 橋 恭 世 竹 村 恵
町 長 提 出 議 案 の 題 目	報 告 第 5 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て (和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て)	

<p>町長提出議案 の題目</p>	<p>報告第 6 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)</p> <p>議案第 34 号 平群町税条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 35 号 令和 6 年度平群町一般会計補正予算 (第 2 号) について</p> <p>議案第 36 号 令和 6 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について</p> <p>議案第 37 号 平群町旧人権交流センター解体撤去工事の請負契約の締結について</p>
<p>議事日程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
<p>会議録署名議員 の氏名</p>	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 7 番 植田 はずみ 10 番 山田 仁樹</p>

令和 6 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 6 月 1 1 日 (火)
午前 9 時開議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 報告第 5 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 5 | 報告第 6 号 | 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について) |
| 日程第 6 | 議案第 3 4 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 3 5 号 | 令和 6 年度平群町一般会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 8 | 議案第 3 6 号 | 令和 6 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について |
| 日程第 9 | 議案第 3 7 号 | 平群町旧人権交流センター解体撤去工事の請負契約の締結について |

開 会 （午前 9 時 0 6 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可をいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和6年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集の御挨拶をお願いします。西脇町長。

○町 長

皆様、おはようございます。令和6年第3回定例会開催に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、公私御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。また、本町の行政に対しまして格別の御協力を頂き、感謝申し上げます。

暦の上では入梅や夏至を迎え、雨にぬれた山々の若葉の鮮やかさやアジサイの花の美しさが映える季節となり、平群町のあちこちでは、初夏の田園風景である稲の苗が植えられたばかりの水田に日差しがまぶしく映る季節となりました。これから日々、稲穂の成長とともに、本格的な夏の訪れを感じるようになっていくところであります。

さて、消滅可能性都市という言葉覚えておられる方も多いと思いますが、この言葉は、増田寛也氏が中心とするグループが2014年に発表した概念であります。この消滅可能性都市とは、2010年から2040年の間に20歳から39歳の若年女性人口が5割以下に減少する市町村で、全国で896自治体、全体の約5割となり、このままでいくと、急激な人口減少に遭遇するとされました。平群町もこの消滅可能性都市の一つとして挙げられました。

今回、2024年発表の民間の有識者グループ、人口戦略会議は、全体の4割に当たる744の自治体で、2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとした分析を公表しました。このうち、奈良県では22の市町村が消滅する可能性があるとしています。

子どもを産む中心となる年齢層である20から39歳の女性人口の増減に着目した10年前の2014年の日本創成会議の分析とは前提条件や対象の自治体、時期が一部異なりますが、平群町は消滅可能性自治体から脱却しました。しかし、消滅可能性自治体から脱却したとはいえ、現在、少子化による人口減少、それに伴う高齢化率の上昇の濤波はこの町を襲っています。この現実を受け止

めながら、その対策を講じていくことが喫緊の課題であると考えております。

次に、5月の臨時会から本定例会までの主な平群町の出来事でございますが、5月25日には、道の駅大和路へぐりで防災用多目的広場供用開始セレモニーが開催されました。このたび、道の駅大和路へぐり駐車場南側に防災用多目的広場の整備に併せまして、地域災害ボランティアの御協力を頂き、防災かまどベンチを整備をいたしました。

道の駅大和路へぐりは、重要なライフラインとなる幹線道路に立地するため、災害時には道路利用の緊急避難または長期の地域住民の避難場所として、とても大切な役割を担っています。道の駅大和路へぐりが農産物直売所を核に、地域のにぎわいの拠点施設として、また、災害時の防災拠点の役割を担ってまいりたいと考えております。今後も、地域防災力の向上を町の重点施策と位置づけ、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの取組を進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

5月26日には第9回ごみ減量フェスタが開催されました。当日は天候にも恵まれ、堆肥の配布、ごみ処理機器展示コーナー、アクリルたわし講習会、おもちゃの病院、各家庭での不用品の交換市としてもったいない広場、フードドライブなど、各種イベントや展示体験コーナーなどを実施しました。また、どろり広場ではマルシェも開催をしていただき、多くの町民の皆様にお越しいただくとともに、ごみ減量化に向けた取組を体感していただくことができました。

次に、令和5年度決算状況について御報告申し上げます。

5月末の令和5年度の出納閉鎖の結果、令和5年度一般会計の決算は、実質収支では約3億1,000万円の黒字決算となりました。単年度収支は約4,400万円の赤字決算となりました。実質単年度収支は約1億5,600万円の黒字となりました。特別会計、水道事業会計、下水道事業会計についてですが、各会計とも実質収支は黒字か収支同額となりました。国民健康保険特別会計では、実質収支が約1億7,000万円の黒字、実質単年度収支は約1,200万円の赤字決算となりました。介護保険特別会計では、実質収支はゼロ円、実質単年度収支は約6,700万円の赤字決算となりました。今後、決算内容を分析し、9月議会において詳細な説明を申し上げるところであります。

さて、本定例会では、専決処分の報告案件が2件、町税条例の一部改正、一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、解体撤去工事の請負契約の締結、合計6件の審議をお願いしております。いずれも慎重審議いただきまして、原案のとおり可決賜りますようお願い申し上げます。招集に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。
本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議 長

ただいま局長が朗読したとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により7番、植田議員、10番、山田議員を指名いたします。本定例会会期中、よろしく願います。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月21日までの11日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月21日までの11日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局 長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

6月11日(火) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

6月15日(土) 休会でございます。

6月16日(日) 休会でございます。

6月18日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月19日(水) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月21日(金) 本会議(最終日) 午後2時より

以上でございます。

○議長

続いて

日程第3 諸般の報告を行います。

5月30日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

それでは、報告をさせていただきます。

去る5月30日木曜日午前10時より議会運営委員会を開催いたしました。案件につきましては、本日から始まりました第3回定例会の議会運営について協議し、日程等について内定をいたしました。

また、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙については、候補者の届出人数が選挙すべき議員の数を上回った場合、6月定例会最終日に選挙を実施する予定としておりました。お手元に配付の候補者名簿のとおりとなりましたので、本定例会最終日に選挙を実施することになりました。

そして、先進地視察についても、議員全員で実施することを内定いたしました。議会初日までに議員各位から提案を頂いて協議するということになりました。

さらに、平群町議会業務継続計画、BCPの防災訓練については、安否確認報告訓練を実施することとし、日程については、後日連絡することといたしました。その後、正副議長及び正副委員長と日程を協議し、6月13日木曜日に実施することにいたしました。

最後に、令和6年度の議会報告会は11月16日土曜日午前10時より、平群町総合文化センターで行うことになりました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

続いて、町長より報告事項があります。

まず、繰越明許費繰越計算書について、令和5年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

繰越明許費繰越計算書について報告

○議長

はい、御苦労さまです。

続いて、令和5年度平群町下水道事業会計予算繰越計算書の報告を求めます。

事業部長。

○事業部長

予算繰越計算書について報告

○議長

はい、御苦労さまです。

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。植田副町長。

○副町長

それでは、令和6年度一般会計予備費の執行状況について御報告申し上げます。

2件の予備費の充用を行っております。

まず、5月30日、活性化センターの空調設備の故障がありまして、早急に整備工事が必要になりましたので、6款農林水産業費、1項農林業費、3目農林業振興費の工事請負費で97万9,000円の充用をいたしております。

続いて、6月10日、役場の庁舎内の空調設備の故障に伴いまして、これも早急に整備工事が必要になりました。2款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費の工事請負費で269万5,000円を充用しております。

予備費の当初予算額は1,925万1,000円。令和6年度の充用額については367万4,000円ということでございますので、残につきましては1,557万7,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

町長より追加議案の申入れがありましたので、この取扱い及び議員視察研修について議会運営委員会を開催していただきたいので、暫時休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9時16分)

再 開 (午前 9時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

先ほど開催されました議会運営委員会の結果の報告をお願いいたします。議

会運営委員長。

○議会運営委員長（山田仁樹）

それでは、先ほど開催いたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

町長より申入れがありました追加議案については、本定例会の最終日に上程することに決定いたしました。

また、先進地視察研修については、さきの委員会において、議員全員で実施することを内定しております。視察目的、視察先について御提案がございましたので、正副議長、議会運営委員会正副委員長で協議し、9月定例会までに報告ができるように進めていくことで決定いたしました。

以上のとおり、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長

ありがとうございます。

お諮りします。

町長より申入れがありました追加議案については、本会議の最終日に上程することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、追加議案については、本会議の最終日に上程することに決定しました。

続きまして

日程第4 報告第5号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第5号について御説明させていただきます。

報告第5号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月11日報告

平群町長 西脇洋貴

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月13日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年3月28日、平群町大字上庄3丁目21番付近の町道北横原375号線において、路肩の草刈作業中の飛石により、走行中の自動車の窓ガラスに損害を与えたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 209,450円

2 所管課 事業部都市建設課

これは、職員が路肩の草刈作業中の飛び石によって、走行中の自動車のフロントガラスを破損させたものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第5 報告第6号 議会の委任による専決処分の報告について

（和解及び損害賠償の額の決定について）

の報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第6号について御説明をさせていただきます。

報告第6号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月11日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、

議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月20日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和6年4月1日、平群町大字福貴畑2164番地付近の町道西福貴畑10号線において、路面の沈下及び舗装の剝離により、走行中の自動車の車底部及びバンパー等に損害を与えたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

- 1 損害賠償の額 314,788円
- 2 所管課 事業部都市建設課

こちらにつきましては、営農団地内にある町道福貴畑10号線を福貴畑地内から八尾方面に走行中、路面の沈下及び舗装の剝離箇所を通過した際に、車底部が路面に接触してバンパー等に損害を与えたものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きますして

日程第6 議案第34号 平群町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第34号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7番

多分、平群町の住民の方々に今回の条例改正が影響があるのかないのか、その点だけ。

それから、私立学校っていうことがあったので、多分、新しく私立のこども園がオープンしていますが、そこら辺はこの対象となっているのかどうかも含めてお答え願えますか。

○議長

税務課長。

○税務課長

そういった各学校につきましては、公的なものでありますので、非課税措置

という形を取りますので、そういった面では、この条文について、影響してくるということはありません。

○議長

植田議員。

○7番

それで、直接平群町の住民の方が今回の改正で影響を受けることはないんですか、その点もお聞きしたんです。

○議長

税務課長。

○税務課長

通常、一般の住民さんには、直接この件について関わるということはないと思われまます。

○議長

ほかに質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第34号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
続きまして

日程第7 議案第35号 令和6年度平群町一般会計補正予算（第2号）に

ついて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第35号 提案理由説明

○議長

御苦労さまです。

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7番

7ページの、まず最初に、定額減税の補足給付のことについてお聞きをしたいと思います。

この件に関しては、給与明細書に定額減税の明記の義務化によることによりまして給与の事務経費の負担が増えるのではないかというふうに思うんですけども、この点についてはどうかという問題と、それから、減税し切れない方への補足給付ですので、それが4万円で4,000人、これは資料として出しておいてくれはったので、これは非常に助かりました。その根拠についてお聞きをしたいと思いますという点と、給付はいつ頃になってくるのかという問題です。

まず、その2点についてお聞きをしたいと思います。

○議長

税務課長。

○税務課長

そしたら、先ほどの御質問についてお答えさせていただきます。

一つ、事務経費ということだったと思うんですけども、これについては、全てこの減税の給付金については、国のほうからの分で交付されるのがありますので、その対応でさせていただきます。あと、4万円掛ける4,000人の根拠なんですけれども、これは現在、システム改修等を行いまして、対象となる給付する方を抽出してということになるんですけども、今でき得る概算ということで計算した上での人数と、それに対する対象者の給付額というのをちょっと出しております。

あと、給付はいつになるかっていうことなんですけれども、これもまた別紙の支給事業のところでも載せておりますけれども、一応、給付手続っていうのは、対象者の方に7月末から8月頃にかけて通知書を発送させてもらった上で、それをまた送り返してもらって、確認書等をそこに同封しますので、それが役所のほうに戻ってきて、そこで速やかに手続を行って支給のほうに、それぞれ戻ってきた段階で、随時支給の手続を進めていこうと思っております。

以上でございます。

○議 長

植田議員。

○7 番

ありがとうございます。

7月末から8月にかけて住民さんに送ると。それが返ってきて、それによって順次振込というか、給付をしていくと、そういう理解で、9月頃ぐらいになりそうなんかな、8月の下旬から9月頃にそういう実際に住民さんのところへ届くぐらいになるだろうと、そういう理解でよろしいですね。その点だけ。

○議 長

税務課長。

○税務課長

そうですね、7月末から8月にかけてしますので、それからの事務作業とか行いますので、大体、早くとも8月中頃、終わりからの順次ということになると思います。

○議 長

植田議員。

○7 番

ありがとうございます。

それともう1点、この件については、減税し切れない方への調整交付金の事務経費は国庫で措置をされますが、これ、5月の臨時議会の際に多分山口議員のほうから質疑があった分だと思うんですけど、条例改正された定額減税に関わる税務事務と職員給与の事務の経費の扱いというんですか、これについてはどうなるのでしょうか。このときには、定額減税に関わる事務経費は補助金で出るというふうな答弁があったかと思うんですけども、それはそういう理解でいいのかどうかも含めて、再度お聞きをしておきたいと思います。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

御質問の職員の事務に伴う費用の関係ですけど、所得税の部分につきましてはシステム改修が必要となっておりますが、それに伴う費用については発生しないと聞いております。

以上です。

○議 長

総務部長。

○総務部長

すみません。5月の臨時議会のときに、定額減税の国庫補助の対象になるかということで、一旦私のほうが補助の対象になりますというような御説明をさせていただきまして、ちょっとそれが定額減税事務につきましては補助されないということで、すぐ訂正させていただいた案件ではございますが、定額減税のほうにつきましては、事務等には補助金はないということでございます。

以上でございます。

○議長

植田議員。

○7番

分かりました。補助金は出ないという、そういうことですね。

それと、次にお聞きしたいのは、8ページの低所得者世帯に対する給付金の問題なんですけども、新たに令和6年度で住民税非課税世帯、そして均等割のみになった世帯が対象というふうに説明があったんですけども、ということは、昨年度、この制度の対象となった方は、この6年度については対象外であると、そういう認識でよろしいですか。

○議長

松本部長。

○住民福祉部長

前年度に給付を受けられた方については、今回対象外ということでの御理解で結構かと思います。

以上です。

○議長

植田議員。

○7番

これも資料をつけていただいたので助かったんですけども、概算だからそうなのかなとは思うんですけども、新たに住民税非課税世帯となる世帯が500世帯、そして、住民税の均等割のみ課税される世帯が500世帯ということは、両方で1,000世帯。平群町の4月末の世帯数でいったら8,200何がしか、世帯数があるんですけども、ということは、その12%が新たに対象となるということなんですけども、平群町ってそんなに所得的なところが厳しい世帯が多いのでしょうか。これは新たにやから、その以前からの非課税世帯の方もいらっしゃると思うんですけども、すごい多いなというふうに思ったんですけども、この点についてどうでしょう。どのように認識されてますか。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいま御質問のありました、新たに住民税非課税、または均等割課税のみの世帯ということで、500、500の1,000世帯ということでございます。ある程度の傾向をつかみながら、概算数値ではございますけれども、1,000世帯という状況になるというふうに見込んでおります。この非課税世帯、今回新たにされる方ということでございます。前年度は既に、非課税もしくは住民税の均等割課税のみという世帯にはもう支給がされてるということですので、総枠にいけますと、かなりの非課税世帯という感覚であることについては私も認識はしております。

○議長

ほかにございませんか。植田議員。

○7番

分かりました。いや、すごいなというふうに思いました。

それと、同じく8ページの民生費のところでは児童手当ですね。これも資料をつけていただいたので、非常に分かりやすかったですけれども、この児童手当について、今回は電算委託料というだけのあれなんですけれども、当然これに伴う、10月から、この新たな児童手当への金額でなるということなんです。当然予算がそれに伴って増えると思うんですけども、それへの対応と、それから増加する額はどれぐらいになるのか、予算ベースで結構ですので、ちょっとお話ししていただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

児童手当の拡充に関わる費用ということで、今回補正予算で上げさせていただいておりますのは拡充に伴うシステム改修の費用ということで、今議員お尋ねの件につきまして、給付費の増減ということでのお問合せということになります。予算ベースでの費用ということになりますけれども、この拡充分の予算につきましては、給付費につきましては、当初予算のほうで計上のほうをさせていただいておるというところです。単純に、令和5年度に係る給付費の費用と令和6年度に係る給付費の費用を差引きいたしますと、具体的に申し上げますと、令和5年度の予算で2億1,601万円、令和6年度予算で2億4,434万円計上させていただいておりますので、差引き2,833万円の増ということで見込んでおります。

以上です。

○議 長

植田議員。

○7 番

それはあれですよ、4か月分の費用として見込んであるということですね。単純に言ったら、もうこれ1年、令和7年度から、これ掛ける3倍というのが増加する費用であるという認識でいいのかなとは思いますが、その点についてのあれと、それと制度改正の概要を頂いた中で、これまでの分もそうだったんですが、第1子とか第2子をどういう形で見えていくのかっていうのがあると思うんです。この部分、頂いた概要の中にはちょっとそれがなかったんですけども、新しい制度改正された場合には、どういう形で第1子、第2子というふうな形をカウントしていくのかという、その点の説明も少しお願いできますか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

まず、給付費の予算の関係でございます。

今年度におきましては10月以降ということでございますので、4か月分の計上となっておりますので、翌年度につきましては、単純にその3倍の費用ということになってまいります。

もう1点、多子世帯のカウントの仕方でございます。すみません、概要の中に盛り込ませていただけたらよかったんですが、漏れ落ちをしておりますし申し訳ございません。多子加算のカウントでございますけれども、従来までは高校生世代、18歳までということですね、18歳の方を第1子として数えて、以降、第2子、第3子という考え方でありましたけれども、今回の拡充に伴いまして、22歳までの子どもさんが上ということになりますので、それ以下の子どもさん、第2子、第3子とのカウントということになります。

○議 長

ほかにございませんか。森田議員。

○11番

定額減税のことで確認なんですけれども、お子さん及び扶養家族の扱いは、この規定からいけば給付されると思うんですけど、ちょっと確認の意味で御答弁いただけませんか。

○議 長

税務課長。

○税務課長

扶養の人数、もうちょっとすみません。

○議 長

森田議員。

○11番

うちの家庭で申しますと、家内は扶養家族なんですね。皆さんもお子さんも持っておられると思うんですけども、その人たちが、この法律からいけば、立ってつけであれば支給されると思うんですけど、4万円ですね。それは間違いないかという確認をさせていただいております。

○議 長

税務課長。

○税務課長

支給の対象になる所得のある方について、そこに扶養として取られてる方については、それぞれ所得税と住民税と合わせて4万円という形での支給、それを上限といいますか、その定額減税の対象者の方には、減税されない方については支給をするっていうことになってます。

○議 長

森田議員。

○11番

ありがとうございます。

お子さんとか扶養家族の方は基本的に頂ける、給付を受けるということで理解しております。

それとですね、この定額減税とか低所得者、それと児童手当の件ですけども、在住外国人の扱いはどのようになると考えればいかお尋ねします。

○議 長

税務課長。

○税務課長

定額減税の件については、外国の方だったとしても、実際それを申告されて所得が出てきてる、それが引かれてるっていう方、もしくは町・県民税を対象として、その分を課税さしてもらって引いてる方については、実際国内に住んでおられるということでの対象者になってくると思います。

○議 長

松本部長。

○住民福祉部長

併せて御質問いただきました児童手当並びに給付金の関係です。外国人の方ということで、住所を有しておられる方につきましては対象になってくるとい

うことでの御理解、よろしく申し上げます。

○議 長

ほかにございませんか。稲月議員。

○6 番

9 ページ、衛生費、環境衛生費の特定外来生物の駆除の件ですけれども、今回、国庫申請をしていただいて、250万円の補助金つけていただくということで、いろいろ御努力いただいてありがとうございます。これについてなんです、クビアカツヤカミキリを主とした今回の駆除に関する費用ということになるんですが、前の私の一般質問の中で、被害木ですね、公共施設と、それから街路樹等の町が管理をしている施設に関する被害を受けたソメイヨシノ等、桜に関する被害木が九十何本、100本をちょっと切るような数字やったという御報告やったと思うんですけども、それから、それ以降も数か月たって、たくさんの被害木が出てるんじゃないかと思うんですけども、大体、この生物に対する薬効のある薬っていうのが非常に限られてるということで、リバイブですかね、非常に高い薬ですけれども、これを使われるというふうに思うんですけども、大体何本の被害木に対してこの薬を対応していくのかということで、ちょっと教えてください。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいまの御質問でございます。

薬剤の量当たり、どれぐらいの被害木に対して有効かということでの御質問でございました。申し訳ございません、今、それらの数値、ちょっと持ち合わせておりませんので、後ほどまたお答えをさせていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

○議 長

稲月議員。

○6 番

かなり古い木もありますし、その辺ではいろいろ、どの木に薬剤を入れるとか、それと、木を倒してしまう、倒木をせざるを得ない木というのを選定をして、多分この薬剤というのは注入される予定だろうというふうに思っております。その辺で、きちっとした選定をしていただくこと、やっぱり守るべき桜については守っていくという立場で地域の住民ともしっかり話し合っていたきたいし、高いものですので、有効に使っていただきたい。大体、そのアンプル1本で1,600円。大体、大きな木やったら10本以上注入せなあかんとい

う、先日うちの自治会で2本の木に注入をしたんですけども、3箱買いました。10本入りを3箱ね。だから、30本使ったと、1本に対して。失敗するものもあるんでね、その辺も含めて、それだけ使って5万何がしの費用を使って桜を守ろうということでやった経験があるんですけども、その辺では非常に高価なものですので、慎重な使い方をしていただいて、有効に活用していただくようお願いをしたいところです。はい、よろしく。

○議長

松本部長。

○住民福祉部長

申し訳ございません。先ほど、分かりかねるということでの御答弁をさせていただきましたが、申し訳ございません、資料のほうが見つかりましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

それぞれ、木の直径の大きさによって必要量となるミリリットルが変わってまいります。例えばですね、一番大きい66から70センチなどの直径がある場合は使用量が390ミリリットル、20本必要ということです。一番少ないのでいけば、6センチから10センチであれば30ミリリットルを2本注入するという形で対応をしているということでございます。

以上でございます。

○議長

ほかにございませんか。馬本議員。

○12番

今の件やねんけど、250万円予算計上されてるけども、事業・業務委託料100万円、これについては、薬剤を恐らくここで140万円、150万円ということで、あと機械器具で噴霧器云々とかそういう予算計上と聞いてんねけど、この100万円で樹医が調査してくれはるということも聞いている。けども、この範囲は竜田川の範囲で約244本ぐらいの桜の木並びに梅、その対象じゃないかなというふうに思います。平群町の公共施設、学校もあるし、中央公園もいろいろありますけども、大体約900本の木が今、公共施設に植わってるんやけど、これ、例えば300と川を仮定して、あと600本ほっとくんかいな。来年まで調査しやんとほっとくんかいな。まず、それから聞かして。

○議長

松本住民福祉部長。

○住民福祉部長

調査の費用でございます。今回、委託料ということで100万1,000円ということで計上させていただいております。ただいま、議員御指摘ありまし

たように、今回どの程度の調査を行うのかということで、今現在は、竜田川沿いについての調査、できる範囲の中、この費用でできる限り多くの広範囲においての調査ということではまいりたいというふうには考えておりますけれども、ただ、この額では全木の調査についてはなかなか困難ということを考えております。この補助金、250万円が上限ということでございまして、今年度採択をされたということで、来年度も引き続きですね、確保に向けて努力のほうをまいりたいというふうに考えております。

○議 長

馬本議員。

○12番

被害が拡散するのをほっとくんかいな。僕が言いたいのはね、これオーバーした分については2分の1、交付税か何か、交付税入るとかいう話もあるけども、まず900本を調査して速やかに対応する、調査終わった時点から駆除していくというふうな作業をせねば、平群町は大変なことになると違うか。ということは、この節の組替えも僕は必要じゃないかなというふうに思うし、この予算では恐らく無理やと思います。もっと拡散するやろうと。来年まで600本の木をほっといたら大変なことになると違うかな。そこら辺のこともいろいろ僕は考慮せねばならないというふうに思います。

予算を組んだ担当者としては、補助金やから、250万円やからその範囲でということの理解は一定できます。けれども、この件については、それ以上の予算を計上し、そのオーバー分については、2分の1は交付税で算入という形になってるんやから、そういうふうな政策をし、速やかに外来種の駆除をやって、平群の美しい公共施設の桜とか梅が開花できることを、やっぱり住民も期待もしてるし、また、民間のそこへこの外来種が飛来した場合、また民間も非常に大きな被害も受けるわけや。そこら辺について、予算の関係上、町長はどのようにお考えですか。

○議 長

西脇町長。

○町 長

それでは、馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、平群町内でもクビアカツヤカミキリの確認が多くされております。繁殖力が高く、放っておくと大量に増えてしまう、また早期発見や早期の駆除が必要となってくるのは認識をしております。また、町内の全域の被害調査を行い、被害状況によっては、被害が広範囲に及ばないように、予防や駆除等に早急に対応してまいります。また、予算の確保も行ってまいりたいというふうに

考えております。

以上です。

○議長

馬本議員。

○12番

予算の確保をしていただき、結構なことでございます。今回、皆さん御存じのとおり、竜田川の樹木、桜、伐採をされました。長い間かかってあんだけ大きくなった桜が枯れてしまったわけでございます。町長、今おっしゃったように、全地域約900本のほうを調査研究し、それについて、速やかに対応していくという御答弁を頂いて、ということは、この予算以上かかるわけでございますが、そういう認識でよろしいですね。

○議長

西脇町長。

○町長

予算の確保に努めてまいりたいと思っています。

○議長

森田議員。

○11番

ちょっと確認なんですけどね、この予算は調査費なんですか。調査費と駆除費を含んだものなのか、ちょっと分からんところがあったんですけど、その辺、まず御答弁いただけませんか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今回、このクビアカツヤカミキリの駆除に関しての費用ということで、需用費で消耗品ということで143万9,000円計上させていただいております。これが、駆除に必要な薬剤等の購入ということでございます。委託料というところで、樹木医による調査ということでの委託料を100万1,000円を計上させていただいてるということでございます。

○議長

森田議員。

○11番

私ですね、このことについては、令和4年の9月議会で一般質問させていただいたと思うんですけどね、桜の木、特にソメイヨシノは、ある年代を切ると枯れてしまうと。吉野のあの千本桜を守る会の方ともお話しした機会があるん

ですけれども、吉野も困ってると、桜が枯れて。老木になると基本的に枯れる木なんですね、ソメイヨシノの場合は。一番いいのは、ナラ枯れと一緒に、伐採するのが一番効果があると思うんですよね。もう要するに中に卵を産んでるわけですから、それが羽化して飛んでいくわけですから、それが問題になるわけですから、それが地元の方が許してくれるかどうかは別としてね、そういうことも選択肢の一つじゃないかなというふうに思います。将来的に枯れる木を、もう大体老木に寄生するというふうに聞いておりますのでね、その辺のことも、部長よく検討いただいて、県の専門の方とも相談されてですね、先ほど言った竜田川のやつはもう老木ですわ、一部枯れてましたから。その辺のことも検討をお願いしておきます。

○議 長

ほかにございませんか。稲月議員。

○6 番

今の関連なんですけれども、予算がやっつついたということですが、全ての木を救っていくとか、全ての木に対応するというような額ではないというのは確かやなというふうに思ってます。来年度も、ぜひ予算を国に対して要求していただいて、獲得していただきたいなというふうに思っています。

今ありましたように、倒すべきもの、それと救っていくもの、薬剤を入れるもの、この選別ですね、これを樹木医等の調査をしていただくということなんで、そこではっきりさせていただきたいなと。ただ、その時期、倒木をしていく時期とかね、それも適当な時期があると思うんです。それと、これから雨がたくさん降る、大雨になる可能性、それと風が吹く、台風の時期等も考えて、倒木を防ぐためにやっぱりね、そういう風とか自然災害で倒れて危ない目に遭わないように早く倒しとかなあかんっていう木もあるんでね、その辺の選別をきちっとしていただいて、早く倒さなあかんものについては早く倒すと。あとの処理も、その中に巣くってるわけですから、成虫になって、搬送するときに出ていくなどというね、そういう危険性も非常に含んでいる非常に難しい生物なんでね、その辺もいろいろ研究されてるというふうにもお聞きをしておりますので、その辺、きちっとした対応をして、倒すべきものはきちっとその時期に倒すと。

薬、薬剤の注入時期もあると思うんです。もう今、一番盛んに食ってるわけですわ、桜の木の中でね。どんどんフラスという、木くずとふんとの排出物をね、新しいフラスをしきりに出してる木、それはもう中でもう思いつきし食べてるわけですよね。だから、それってもう本当早い時期に薬剤注入せえへんかったら意味がないっていうこともあるんでね、その時期も難しいというふうに

思います。冬、寝てる間に入れてもあんまり意味ないしね。だから、その辺はしっかり専門の方たちと御相談の上、この250万円、適切な使い方をされるようお願いをしておきます。もう結構です。

○議長

山田議員。

○10番

何点かお聞きします。

9ページの農林水産業費で新規就農、これは何人の方で、農業の種別はどうなってるんですか。

○議長

事業部長。

○事業部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

人数は、二つの資金がありまして、経営開始資金、これが1名で150万円、これは小菊農家でございます。この経営開始資金は、今までの就農直後の経営確立を支援する資金ということで、150万円掛ける3年間という制度でございます。

もう一つが経営発展支援事業といいまして、そちらのほうは2名で1,125万円。これも、お二方とも小菊農家でございます。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○10番

経営開始が1名で経営発展が2名ということですか。経営発展は小菊農家。小菊農家というのは、これは全く新規なんですか。その辺のこと、ちょっと説明いただけますか。経営開始のほうももうちょっと説明いただけますか。

○議長

竹吉観光産業課長。

○観光産業課長

新規就農者に対しての1名の方が全くの新規就農という形です。もう一方については、親元就農といいまして、いわゆる経営移譲の方でございます。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○10番

分かりました。

1名の方が全く新規で小菊農家を開始されると。もう1名の方は後継ぎとい
うか、継続してやっていかれる、新たに子どもさんがやるという理解でいいん
ですよ。

それから、10ページの総合文化センターの清掃業務ですけど、約半分にな
ったということで、それでいけるのであれば、それで越したことがないと思う
んですけど、なぜ今までしなかったのかなという疑問が単純に湧いてくるん
ですけど、この点はどうなんですか。

○議 長

酒井教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

なぜしなかったかということなんですけども、この委託事業につきましては、
3年間、債務負担行為で委託をしていると。それで今度、新たに見直しの3年
間始まる。そのときに、見積り等は徴収したんですけれども、ここから先3年
間人件費、物価高騰によりまして、今までの1.8倍近く金額が上がったと。
それに伴いまして、執行段階におきまして、他の可能性を模索したというこ
とでございます。

○議 長

山田議員。

○10番

もともとの予算以上に費用がかさむ可能性もあったので見直したというこ
ですよ。

一言、嫌言だけ言っておきますけど、ちょこっと聞いているのがね、部屋の隅
っこのほうのごみがいつまでたってもきれいになっていなかった。同じよう
なところを同じようにしか掃除されてなかったと思うんですよ。今回、会計年
度の方を採用してお願いするということなんで、その辺はですね、しっかりと
業務に従事していただけたらなというふうに思います。

もう1個、体育施設なんですけど、ネットワークカメラが故障してるって
いうのは、このネットワークっていうのはどういうことなのか。単純にカメラ
が故障してるんですかね。ジムというんですか、マシンのところの部分が故障
してるように聞いたんですけど。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

総合スポーツセンター内の監視カメラ、6台中3台が故障していると。その

故障原因は何かといいますと、それに電源を供給するユニットが潰れていると。ただ、その設備につきましてはもう生産がされてないため、カメラ自体、新たに更新を行うものでございます。

以上でございます。

○議長

山田議員。

○10番

非常に少ない人数で管理もさせていただいてますよね、体育館ね。体育館だけではなく、私もたまに利用させてもらってますけど、ジムというんですか、機械のあるところ辺は、結構故障も出てるんで、取扱いもちゃんと丁寧に扱わないと駄目なんで、やっぱり監視も必要だと思いますよね。そういう意味では、早急に直していただいとつか、監視カメラの台数も見直して、増えるものであれば増やしていくという検討もいただきたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

10時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時33分)

再 開 (午前10時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

続きまして

日程第8 議案第36号 令和6年度平群町国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第36号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○7 番

今、部長のほうから説明あったんですが、今年の12月2日には今までの保険証が廃止をされると。そういう中でですね、住民の方からもね、これ一体私たち、どうしたらいいのという声も聞いてまして、マイナンバーも作ってないし、そういう人は12月2日から病院とか薬局行かれへんのかなとかというふうな不安の声もあるんですけど、実際、この2日に、現在の健康保険証が廃止になるというんやけれども、8月に取りあえず切替えがあるわけだから、その保険証はその後有効期間まで使えるのかどうかとか、あるいは、12月2日以降ね、その保険証が、私もなくしたことがあるんですけども、なくした場合、再発行する場合はどうなるのかとか、もろもろ、そういう不安の声もあるんですけど、実際どのようになっていくのか、あるいは、住民の手続がどれだけ必要なことが発生するのか、その点も含めて、ちょっともう少し詳しく御説明いただけたらと思います。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今年度、6年8月1日以降に御使用いただく保険証を交付させていただくのが最終の保険証の発行という形になります。その有効期限につきましては、令和7年7月末までの保険証となります。

今おっしゃっていたように、12月2日以後にはもう保険証というものが廃止されますので、再発行を含めましても、もう発行ということはいたしません。

「現行の分はね」の声あり

○健康保険課長

はい、現行でお渡ししていた7年7月までである方に対しても再交付はいたしません。

住民の手続についてなんですけれども、今のところ、していただくということはないんです、保険証に対しては。こちらのほうから、更新についても通常の更新をさせていただきますし、12月2日以降につきましては、国保に入る、抜けるという通常の手続は必要なんですけれども、それに伴っては、マイナンバーを登録している方、していない方に対して、資格確認書であるとか資格情報のお知らせであるとか、それぞれに対してお渡ししていくような形になります。

以上です。

○議長

植田議員。

○7番

ありがとうございます。

12月2日以降は、なくされた方については資格確認書というのが発行されるということですよ。そしたら、来年の8月からはこの資格確認書が、国保の場合は1年に一遍なんですけれども、それは対象者にその資格確認書という形で発行される、それが今までの保険証と同じ効力を持つというふうな認識でよろしいんでしょうかね。それと、その資格確認書というのは、ずっとこれを発行してもらえるという、そういう認識でいいんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

ただいまの質問にお答えします。

来年ですね、7年8月1日以降につきましては、保険証をマイナンバーとひ

もづけ、登録されている方につきましては、資格情報のお知らせというものを発行します。保険証をマイナンバーと一体化されていない方には、今おっしゃってたように資格確認書と呼ばれるものを交付します。資格確認書につきましては、毎年、今までの更新と同じように、8月から7月を1年期として発行していく予定であります。資格情報のお知らせのほうですね、マイナンバー登録されてる方については、7年の8月1日に発行する分で一度きりの交付という形になります。

以上です。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第9 議案第37号 平群町旧人権交流センター解体撤去工事の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第37号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山田議員。

○10番

予算的には1億3,300万円ぐらいで、落札率が50%切ってるのかなと思うんですけど、予定価格と落札率は幾らになってますか。

○議長

川西教育部長。

○教育部長

予定価格ですけども、1億3,288万円、消費税込みでございます。それから、落札率ですね、これが48.67%でございます。

以上です。

○議長

山田議員。

○10番

町としては大変ありがたいお話なんですけど、新築工事と違って、解体というのは、撤去してしまうと物がなくなってしまうわけです。昔はそんなにいろんな問題もなかったんですが、アスベストという問題があってですね、非常に解体のいろんな手続、手法も制約がされている中で解体をしなければならないということで、50%以下という金額で落札いただいたことは本当にありがたいんですけど、そのレベル1、レベル2、レベル3のアスベストをいかに適正に撤去するかということは大変重要な状況なんですね。それをどう管理していくのかということが大変重要になってくると思うんですけど、町としてどういう管理、サラカン、タケカンとって、現場監督はタケカンで設計管理はサラカンとよく言われるんですけど、当然行政としてはサラカンになるんですけど、どういう管理の体制を考えられてますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

アスベストにつきましても、アスベスト調査を事前にやっております。含有の部分とかもですね、一応報告を頂いております。該当の業者とも打合せを行い、基本的には、例えば西館の外壁にはレベル3のものが含まれてるというのを聞いております。濡らしながら、湿式での解体をしていくということを確認しておると、またあと波板等にも入ってるようなことも聞いておまして、これについては、撤去後、分別してですね、袋に入れて、別で処理していくと

いうふうに予定をしております。これについても、現場監督とも打合せを定期的に行い、対応していきたいというふうに考えます。

○議長

山田議員。

○10番

適正に行っていくということですね。レベル3については、手法によっては手でばらす、機械で一気に壊さないという方法を取らなければならないものもございますのでね、近隣住民に悪影響を与えないように、行政として、その辺はしっかりと管理、指導を行っていただくようお願いをしておきます。

○議長

ほかにございませんか。須藤議員。

○2番

入札でですね、かなり金額もばらついているというふうにお聞きしてましてね、入札の際に、質疑事項等が応札者からは入っていると思うんですが、内容をちょっと簡単に御紹介いただけませんかでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

すみません、ちょっと質疑等の詳細については今持ち合わせておらないんですけど、アスベスト調査の対応の仕方とかそういうことは聞かれたというふうには聞いております。

○議長

須藤議員。

○2番

安いからいいというのはもちろんなんですが、町としてはですね。ただ、着工して実際に取りかかれて、その金額がどんどんどんどん追加で上乗せされてしまうというのを実はちょっと危惧をしておりますね、なるべくスタートのラインで不明確がないよと。そのために質疑、どんなふうなということをやちょっとお聞きしたんですが、当然ながら、予定価格とはかなりの差があるということで、何らかそういう不確定要素というんでしょうか、実際着工してからでないといけないよというあたりは事前に何かあるんでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

やはり、目視による建物を見ながら、基本的には設計していったというふ

うに聞いております。例えば、屋根の屋根というんですか、材壁を剥がしたら中の部分が見えないという部分についてもございますので、その辺については、若干不透明なところがあるだろうなというふうには考えております。

○議長

須藤議員。

○2番

取りあえず今回ね、業者さんも決定されたということですね、今後、実際に工事をやる段になって、山田議員おっしゃったとおり、やっぱり管理が非常に大事になってくるだろうと思うんですね。特に、近隣の住宅なんかもあるようですので、要は工事の管理も、近隣の安全管理も含めまして十分注意してやっていただきたいなど。

さっき申し上げたんですが、追加でどんどん膨らんでしまうよということだけはないように、ぜひ頑張って管理をやっていただきたいと思います。管理の内容も、常駐がなかなかね、職員さん、そんなにいないんで難しいかもしれないんで、できればですね、やっぱり重点管理で、特に注意しないと駄目なところというのはあると思います。その辺りですね、ぜひ重点的にしっかり管理を頂きたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。森田議員。

○11番

今、アスベストの問題が出てきたんですけどね、解体に伴うとですね、トランスのPCBの問題が当然出てくるんですけども、中央公民館のときも新たに出てきたと。もうないということで私は聞いてたんですけどね、今回はPCBは、問題は、そういうものが人権交流センターに設置されてることはないんでしょうか。

○議長

教育部長。

○教育部長

PCBにつきましては、申し訳ございませんけど、低濃度のPCBがあるということで、これ今、撤去するための業者の選定をしているところでございます。

以上です。

○議長

森田議員。

○ 1 1 番

ほんまに、どう言うんですかね、いつも私、そういうことで、P C Bについては何度も申し上げてるんですけどね、やはり本当に町内の施設にあるのかないのかは、やはり調査すべきじゃないかなと思うんですよね。中央公民館のときも新たに出てきたという話がされたので、それはぜひともお願いをしておきます。

それとね、もう一つ関連なんですけども、総合文化センターの建設するとき、三つの施設、中央公民館と人権交流センター、あすのす平群を解体することで補助金を受けたというふうに聞いてるんですけども、今回、中央公民館と、このたびの人権交流センターで2館が撤去されるわけなんですけども、あすのす平群の解体はいつ頃を見込んでるんでしょうか。もう期限がないんじゃないか、あれ、5年ぐらいだったんじゃないかなと思うんですけども、町長、その辺のお考えをどのようにされてるのかお尋ねいたします。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

あすのす平群の解体工事ということでございますけれども、今現在、以前にも御答弁させていただいたかなと思うんですけど、活用方法等がないかとか、今協議を重ねていったところでございますけれども、期限が迫ってるのは重々承知しております。そういった中で今、庁内で協議を重ねて、まだ方針は出てないですけども、今現在、その期限が迫った中での町の方針を決めていくという段階で協議を重ねておりますので、御了承よろしくお願いたします。

○ 議 長

森田議員。

○ 1 1 番

今、部長から、庁内で活用という、活用はもうないんでしょう。あれは撤去しないといけないというふうに私は理解してるんですけども、町長ね、もう早く結論を出して、やるべきことはやっていただきたいと。予算的にも何千万か余っておるわけですから、流用じゃないんですよ、流用じゃないんですけど、補正で何とか早く解決していただきたいなというふうに思います。

それと、この跡地利用については、地元との約束ごとがありますので、これも早くまとめていただきたいというお願いだけはしておきます。

○ 議 長

ほかにございませんか。馬本議員。

○ 1 2 番

この事案につきましては、基本的に複合施設、三つの施設を一つにして総合文化センターを造るということで、起債90%対応するよという条件付の財源内訳であったわけでございます。それにおいて、1億二、三千万円が5,000万円弱になったということは、一定の町単100%と言われるぐらいのことやから、私は一定の理解をしたい、競争原理を尊重したい。

それともう一つ、先ほど須藤議員から、追加、追加とかいうのは、それは、云々は工事やってみてどうなるか分からへんけども、これちょっとはつきり確認するけども、1億二、三千万円の予定価格に対する追加、率なのか、それとも、落札価格48.6%、これに対する追加の評価の積算根拠なのか。それ、私は後者のほうだと思いますけども、再度確認のため、御答弁願えますか。

○議長

教育部長。

○教育部長

仮に追加があった場合の積算ということでおっしゃっていただいたということで、基本的におっしゃるとおり、落札率での追加というふうに考えております。

「はい、結構です」の声あり

○議長

ほかにございませんか。植田議員。

○7番

落札額が確定したということで、もともとの予算額からかなり引き下がったということなんですけども、これに対する、これで落札額の確定での財源内訳はどのように変わってくるのか、その点、すみませんがお聞きをします。

○議長

教育部長。

○教育部長

財源内訳につきましては、当初どおり、起債9割、残り1割が一般財源というふうに、これは変わらないということです。

○議長

植田議員。

○7番

金額的にはどう、当然、落札額が落ちた関係やから、引き下がる可能性は出てくると思う。そこら辺の金額的なところではどうですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

今回の契約額は6,468万円ですんで、この9割、これが起債ということで、電卓を叩きますと、5,821万2,000円というふうになります。残りが一般財源でございます。

○議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第37号について採決を行います。

本案については、原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午前11時17分)